

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）抄……………1

二 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）抄……………22

三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）抄……………24

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）抄……………55

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号） 抄  
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）</p> <p>第二十四条 改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（施行日の前日において当該老齢厚生年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者に限る。次項において同じ。）であつて、改正前国共済年金のうち退職共済年金、改正前地共済年金のうち退職共済年金、改正前私学共済年金のうち退職共済年金又は平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金（第八十三条の二において「移行農林共済年金」という。）のうち退職共済年金（以下「移行退職共済年金」という。）（以下この項、第八十三条第一項及び第八十四条において「改正前退職共済年金」という。）の受給権を有するもの（当該改正前退職共済年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前国共済法第七十八条の二第一項、改正前地共済法第八十条の二第一項、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者に限る。）に係る当該老齢厚生年金について、平成二十四年一</p>	<p>（改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）</p> <p>第二十四条 改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（施行日の前日において当該老齢厚生年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者に限る。）であつて、改正前国共済年金のうち退職共済年金、改正前地共済年金のうち退職共済年金、改正前私学共済年金のうち退職共済年金又は平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（以下「移行退職共済年金」という。）（以下この条、第八十三条第一項及び第八十四条において「改正前退職共済年金」という。）の受給権を有するもの（当該改正前退職共済年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前国共済法第七十八条の二第一項、改正前地共済法第八十条の二第一項、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者に限る。）に係る当該老齢厚生年金について、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正</p>

元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定を適用する場合には、同項の申出は、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項、なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項、なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第七十八条の二第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出と同時に進用する改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出と同時に行わなければならない。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定を適用する場合には、同項の申出は、なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項、なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項、なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第七十八条の二第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出と同時に進用する改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出と同時に行わなければならない。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	有する者	有する者（平成二十四年一元化法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において当該老齢厚生年金の請求をしていない者であつて、かつ、この項の申出をしていない者に限る。）
その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる給付（他の年金たる給付（他の年金たる給付（他の年金たる給付（他の年金たる給付、国民年金	次に掲げる場合は、この限りでない。 一 当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる給付、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）又は平成二十四年一元化法改	

法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（退職を支給事由とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であったとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

正前共済年金（退職を支給事由とするものを除く。）若しくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百〇九号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金（第三号において「移行農林共済年金」という。）のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつた場合

二 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつた場合

三 一年を経過した日が施行日以後にある場合であつて、当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金又は移行農林共済年金のうち退職共済年金（以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等」といい、当該老齢厚生年金の受給権を取得した日において

(略)	
(略)	
(略)	

第二項	
<p>みなす。</p> <p>一 老齢厚生年金の受給権を取得した日か</p>	
<p>みなす。</p> <p>一 老齢厚生年金（一年を経過した日が施行日前にあり、かつ、その受給権を取得した日から起算して五年を</p>	<p>、当該平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の受給権を取得した日から起算して四年を経過した日以後にあるものに限る。</p> <p>）の受給権者であった場合</p> <p>四 一年を経過した日が施行日以後にある場合であつて、一年を経過した日において平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の支給を受けている場合又は受けることができる場合</p> <p>五 一年を経過した日が施行日以後にある場合であつて、当該老齢厚生年金についてこの項の申出をしたときにおける当該申出をした日（次項の規定により同項各号に定める日に申出があつたものとみなされる場合にあつては、その日）に当該平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等についてその受給権を取得した日から起算して一年を経過していない場合</p>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

ら起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

経過した日（次号及び第四号において「五年を経過した日」という。）が施行日以後にあるものに限る。）の受給権者であつて、次のいずれかに該当するもの 施行日の前日

イ 施行日において平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の支給を受けている場合又は受けることができる場合

ロ 当該老齢厚生年金について前項の申出をしようとするときに平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等の受給権を取得した日から起算して一年を経過していない場合

ハ 当該老齢厚生年金について前項の申出をしたときにおける当該申出をした日（この項の規定（この号を除く。）により次号から第四号までに定める日に申出があつたものとみなされる場合にあつては、その日）に、平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等について他の法令の規定により支給の繰下げの申出をすることができない場合

二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）五日を経過した日

二 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等について他の法令の規定により支給の繰下げの申出をしたときにおける当該申出をした日（他の法令の規定により当該他の法令の規定に規定する日に申出があつたとみなされる場合にあつては、その日）が、施行日前にある場合

二 五年を経過した日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者（前号に該当する者を除く。）他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

三 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金等（当該老齢厚生年金の受給権を取得した日前に受給権を取得したものに限り。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（当該五年を経過した日が施行日以後にある場合に限る。）後にある者（前二号に該当する者を除く。）平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済


2 旧国共済法による退職年金若しくは減額退職年金、旧地共済法による退職年金若しくは減額退職年金、旧私学共済法による退職年金若しくは減額退職年金又は平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金（以下「移行農林年金」という。）のうち退職年金若しくは減額退職年金（以下この項及び第八十三条第三項において「退職年金等」という。）の受給権を有する者であつて、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る当該老齢厚生年金について、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三の規定を適用する場合には、退職年金等を同条第一項ただし書に規定する他の年金たる給付とみなす。

（平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付）  
 第四十条 平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（第四十五条第一項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。  
 一 〇八 （略）

年金等の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日 四 五年を経過した日後にある者（前三号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

（新設）

（平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付）  
 第四十条 平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（第四十五条第一項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。  
 一 改正前国共済年金のうち退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第二項（なお効力を有する改正前国共済法その他の法令の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定す



る退職共済年金の職域加算額及び昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分を除く。)

二 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(次号に掲げる年金たる給付を除く。)(その受給権者が第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者又は七十歳以上の使用される者(組合員たる七十歳以上の者に限る。))であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧国共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、国共済施行法第十一一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額(減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額)に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者(組合員たる七十歳以上の者を除く。)(又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。)

三 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)(その受給権者が第一号厚生年金被保険者(旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。)(又は七十歳以上の使用される者(七十歳以上の旧適用法人等

適用事業所に使用される者に限る。)であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧適用法人施行日前期間を基礎として平成九年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、平成九年経過措置政令第二十三条第二項の規定により読み替えられた国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により算定した額(減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額)に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者(旧適用法人等適用事業所被保険者を除く。)、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者(七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。)、又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。

四 改正前地共済年金のうち退職共済年金(当該退職共済年金の額のうちなお効力を有する改正前地共済法第七十六条第二項の規定(なお効力を有する改正前地共済法その他の法令の規定により読み替えて適用する場合を含む。))により支給の停止を行わないこととされる部分、昭和六十年地共済改正法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する部分を除く。

五 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（その受給権者が第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者又は七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつて旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（第三号を除く。）、地共済施行法第十三条並びに昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成二十七年地共済経過措置政令第四十八条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（組合員たる七十歳以上の者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

六 改正前私学共済年金のうち退職共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第七十四条第二項（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法その他の法令の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する退職共済年金の職域加算額及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分を除く。）

九 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（

- 七 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（その受給権者が第四号厚生年金被保険者又は七十歳以上の使用される者（教職員等たる七十歳以上の者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金のうちその算定の基礎となつてゐる旧私立学校教職員共済加入者期間を基礎としてなお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法附則第十二条の四の第二項第二号、沖繩特別措置令第三十五条、昭和六十年私学共済改正法附則第四条及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第五十条第一項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者若しくは第三号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（教職員等たる七十歳以上の者を除く。）又は国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）
- 八 移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項又は第四項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）
- 九 移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する

その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに平成十四年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十四条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年農林共済改正政令附則第五十一条第三項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

移行農林年金をいう。以下同じ。）のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者に限る。）であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに平成十四年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十四条及び第十五条の規定の例により算定した額（減額退職年金にあつては、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年農林共済改正政令附則第五十一条第三項に定める額を控除した額）に相当する部分に限り、その受給権者が第一号厚生年金被保険者（農林漁業団体等適用事業所被保険者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者、七十歳以上の使用される者（七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるときは、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

2 この条、第四十三条、第四十四条第一項及び第四十八条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 七十歳以上の使用される者 厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者をいう。
- 二 組合員たる七十歳以上の者 国家公務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者又は地方公務員共済組合の組合員たる七十歳以上の使用される者をいう。
- 三 旧国共済施行日前期間 旧国家公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間をいう。
- 四 旧適用法人等適用事業所被保険者 旧適用法人等適用事業所（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）をいう。
- 五 七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者 旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を改正後厚生年金保険法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する

ものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。)をいう。

六 旧適用法人施行日前期間 平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。

七 旧地共済施行日前期間 旧地方公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間をいう。

八 教職員等たる七十歳以上の者 私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等たる七十歳以上の使用される者をいう。

九 農林漁業団体等適用事業所被保険者 農林漁業団体等適用事業所(農林漁業団体等(平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。)の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものをいう。次号において同じ。)に使用される者をいう。

十 七十歳以上の農林漁業団体等適用事業所に使用される者 農林漁業団体等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者をいう。

十一 旧農林共済組合員期間 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。

(遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置)

第六十四条 平成二十四年一元化法附則第二十条の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 国家公務員共済組合の組合員であった者であつて、その資格を喪失した後に、旧国家公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したものをいう。

(遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置)

第六十四条 平成二十四年一元化法附則第二十条の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 旧国家公務員共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付（平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされたものに限る。）の受給権を有するもの

イ 改正前国共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより平成二十七年国共済経過措置政令第十五条第三項の規定が適用される場合には、同条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ（二）（略）

五 旧地方公務員共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付の受給権を有するもの

二 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて、その資格を喪失した後に、旧地方公務員共済被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したものの

三 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者であつて、その資格を喪失した後に、旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したもの

四 旧国家公務員共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付（平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされたものに限る。）の受給権を有するもの

イ 改正前国共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧国共済法による障害年金（旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前国共済年金のうち退職共済年金

ニ 旧国共済法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 旧地方公務員共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付の受給権を有するもの



イ 改正前地共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより平成二十七年地共済経過措置政令第十四条第三項の規定が適用される場合には、同条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ（二）（略）

六 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付の受給権を有するもの

イ 改正前私学共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十五条第三項の規定が適用される場合には、同条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

イ 改正前地共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧地共済法による障害年金（旧地共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前地共済年金のうち退職共済年金

ニ 旧地共済法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

六 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者であつて、次に掲げる年金である給付の受給権を有するもの

イ 改正前私学共済年金のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する例による改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ（略）

七（略）

2  
（略）

ロ 旧私学共済法による障害年金（旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前私学共済年金のうち退職共済年金

ニ 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金  
七 旧国家公務員共済組合員期間を有する者であつて、施行日の前日において改正前国共済年金のうち退職共済年金又は旧国共済法による退職年金若しくは通算退職年金を受けるのに必要な期間を満了していたもの（第四号ハ及びニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者を除く。）

八 旧地方公務員共済組合員期間を有する者であつて、施行日の前日において改正前地共済年金のうち退職共済年金又は旧地共済法による退職年金若しくは通算退職年金を受けるのに必要な期間を満了していたもの（第五号ハ及びニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者を除く。）

九 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者であつて、施行日の前日において改正前私学共済年金のうち退職共済年金又は旧私学共済法による退職年金若しくは通算退職年金を受けるのに必要な期間を満了していたもの（第六号ハ及びニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者を除く。）

2 前項各号に掲げる者が施行日以後に死亡したときは、その者は厚生年金保険法第五十八条第一項本文に規定する被保険者又は被保険者であつた者とみなし、前項第一号から第三号までに掲げる者が死亡した場合は同条第一項第二号に該当する場合と、前項第四号から第六号までに掲げる者（当該各号イ又はロに掲げる年金たる給付の受給権を有する者に限る。）が死亡した場合は同条第一項第三号に該当する場合

(改正前国共済年金のうち退職共済年金等の受給権者の改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第八十三条 (略)

と、前項第四号から第六号までに掲げる者(当該各号ハ又はニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者に限る。)又は同項第七号から第九号までに掲げる者が死亡した場合は同条第一項第四号に該当する場合とみなす。

(改正前国共済年金のうち退職共済年金等の受給権者の改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第八十三条 施行日の前日において改正前退職共済年金の受給権を有していた者(当該改正前退職共済年金の請求をしていない者であつて、かつ、改正前国共済法第七十八条の二第一項、改正前地共済法第八十条の二第一項、改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条の二第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない者に限る。)であつて、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得したものについて改正後厚生年金保険法第十三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十四条の三の規定を適用する場合には、当該改正前退職共済年金を同条第一項第一号に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金とみなす。

2 (略)

2 前項に規定する者が、施行日の前日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金(同日において当該老齢厚生年金の請求又は当該老齢厚生年金について改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしていない場合に限る。)の受給権を有していた場合における改正後厚年令第三条の十三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用については、同条

3 退職年金等の受給権を有する者であつて、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得したものについて、改正後厚生年金令第三條の十三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八條の二十八の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十四條の三の規定を適用する場合には、退職年金等を同條第一項第一号に規定する他の年金たる給付とみなす。

(旧国共済法による年金である給付等の受給権者の改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第八十三條の二 旧国共済法による年金である給付、旧地共済法による年金である給付若しくは旧私学共済法による年金である給付（退職を支給事由とするものを除く。）又は移行農林共済年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金若しくは移行農林年金のうち障害年金若しくは遺族年金（以下この条において「旧法年金等」という。）の受給権を有する者であつて、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得したものについて、改正後厚生年金保険法第四十四條の三（改正後厚生年金令第三條の十三の二第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七十八條の二十八の規定及び第七十八條第一項の規定により読み替えて適用する場合並びに前條第一項の規定に

第二項第一号中「」の受給権を取得した日」とあるのは「」の受給権を取得した日（当該受給権を取得した日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日（以下この号及び第三号において「施行日」という。）前にある場合にあつては、施行日の前日）」と、同項第三号中「経過した日」とあるのは「経過した日（当該五年を経過した日が施行日前にある場合にあつては、施行日の前日）」とする。

(新設)

(新設)

よりみなして適用する場合及び同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する場合においては、旧法年金等を改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項に規定する他の年金たる給付とみなす。

(衛視等に係る老齢厚生年金等の特例)

第九十二条 (略)

(社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であつた者の保険給付に関する事務の特例)

第九十二条の二 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)附則第一百五十八条第一項の規定により同項に規定する長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国家公務員共済組合連合会に承継された者に係る第三号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する事務は、改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号の規定にかかわらず、国家公務員共済組合連合会が行う。

(平成二十七年度における交付金の交付等の特例)

第百十四条 平成二十七年度における改正後厚生年金保険法第八十四条の三から第八十四条の七まで並びに附則第二十三条及び第二十三条の二並びに改正後厚年令第四条の二の二から第四条の二の七まで、第四条の二の十一から第四条の二の十三まで及び第八条の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

(衛視等に係る老齢厚生年金等の特例)

第九十二条 (略)

(新設)

(平成二十七年度における交付金の交付等の特例)

第百十四条 平成二十七年度における改正後厚生年金保険法第八十四条の三から第八十四条の七まで並びに附則第二十三条及び第二十三条の二並びに改正後厚年令第四条の二の二から第四条の二の七まで、第四条の二の十一から第四条の二の十三まで及び第八条の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

改正後厚年令第八条の 八第一項			
(略)	(略)	第四条の二の 十一第一項	(略)
(略)	(略)	平成二十七年経過措置政 令第百十四条の規定によ り読み替えられた第四条 の二の十一第一項	(略)

改正後厚年令第八条の 八第一項			
法第八十四条 の六	第四条の二の 十一及び	第四条の二の 十一第一項	「法」とある のは「(法 法」と、
平成二十七年経過措置政 令第百十四条の規定によ り読み替えられた法第八 十四条の六	平成二十七年経過措置政 令第百十四条の規定によ り読み替えられた第四条 の二の十一及び	平成二十七年経過措置政 令第百十四条の規定によ り読み替えられた第四条 の二の十一第一項	法第八十四条の六第一項 「とあるのは「法 法」と、
平成二十七年経過措置政 令第百十四条の規定によ り読み替えられた第四条 の二の十三第一項			

◎ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）抄  
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（抛出金の額の算定に関する特例に係る技術的読替え）                  第八条の八 （略）</p>	<p>（抛出金の額の算定に関する特例に係る技術的読替え）                  第八条の八 法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた法第八十四条の六の規定を適用する場合における第四条の二の十一及び第四条の二の十三の規定の適用については、第四条の二の十一第一項中「抛出金算定対象額（）」とあるのは「抛出金算定対象額（法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた）」と、「合算して得た額」とあるのは「合算して得た額に、当該年度における抛出金算定対象額の見込額に当該年度における支出費按分率（同項に規定する支出費按分率をいう。以下同じ。）の見込値（以下「概算支出費按分率」という。）を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項中「及び概算積立金按分率」とあるのは「、概算積立金按分率及び概算支出費按分率」と、同条第四項中「合算して得た額」とあるのは「合算して得た額に、変更後の抛出金算定対象額の見込額に同項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第六項中「及び概算積立金按分率」とあるのは「、概算積立金按分率及び概算支出費按分率」と、第四条の二の十三第一項中「合算した額に、」とあるのは「合算した額に」と、「合計額」とあるのは「合計額に、当該合算した額に組合の支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項</p>

2  
(略)

3 平成二十七年年度から平成三十八年度までの間において法附則第二十三條の二の規定を適用する場合における第四條の二の十二の規定の適用及び第一項の規定により読み替えられた第四條の二の十三の規定の適用については、これらの規定中「の規定により計算した」とあるのは、「及び法附則第二十三條の二第一項の規定により計算した」とする。

第二号中「同じ。」とあるのは「同じ。」に百分の五十を乗じて得た率」と、同条第三項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗じて得た率」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第四條の二の十三第一項に規定する組合の支出費按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 地方公務員共済組合ごとに、当該地方公務員共済組合に係る当該年度における法第八十四條の三に規定する厚生年金保険給付費等として算定した額に当該地方公務員共済組合が負担する基礎年金拠出金保険料相当分を加えて得た額を、当該年度における地方公務員共済組合の厚生年金保険給付費等として算定した額の総額と当該年度において地方公務員共済組合連合会が納付する基礎年金拠出金保険料相当分を合算した額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二 百分の五十

(新設)



◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号） 抄  
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置）                      第十七条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 旧適用法人共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金たる給付（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）の受給権を有するもの</p> <p>イ 改正前国共済法による障害共済年金（改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより第二十三条第八項の規定により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等</p>	<p>（遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置）                      第十七条 平成八年改正法附則第十一条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 旧適用法人共済組合の組合員の資格を喪失した後施行日前に国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員の資格を取得しなかつた者であつて、旧適用法人被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したものの</p> <p>二 平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後旧適用法人被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したものの</p> <p>三 旧適用法人共済組合員期間を有する者であつて、次に掲げる年金たる給付（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）の受給権を有するもの</p> <p>イ 改正前国共済法による障害共済年金（改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）</p>

(略)

の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十五条第三項の規定が適用される場合には、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）第二条第三項に規定する障害等級の一級又は二級）に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ〜ニ (略)

四 (略)

ロ 旧国共済法による障害年金（旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前国共済法による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により支給されるものを含む。）

ニ 旧国共済法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

四 旧適用法人共済組合員期間を有する者であつて、施行日の前日において改正前国共済法による退職共済年金又は旧国共済法による退職年金若しくは通算退職年金を受けるに必要な期間を満たしていたもの（前号ハ及びニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者を除く。）

前項各号に掲げる者が施行日以後に死亡したときは、その者は厚生

年金保険法第五十八条第一項本文に規定する被保険者又は被保険者であつた者とみなし、前項第一号又は第二号に掲げる者が死亡した場合は同条第一項第二号に該当する場合と、前項第三号に掲げる者（同号イ又はロに掲げる年金たる給付の受給権を有する者に限る。）が死亡した場合は同条第一項第三号に該当する場合と、前項第三号に掲げる者（同号ハ又はニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者に限る。）又は同項第四号に掲げる者が死亡した場合は同条第一項第四号に該当する場合とみなす。

（厚生年金相当給付費用の算定方法）

第二十一条 （略）

（厚生年金相当給付費用の算定方法）

第二十一条 平成八年改正法附則第十四条に規定する厚生年金相当給付費用は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額に当該年度における当該給付に係る厚生年金相当率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に相当する費用とする。

2 前項の厚生年金相当率は、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者に係る当該給付の額の総額のうち厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する部分の額を当該給付の額の総額で除して得た率とする。

3 前項の厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 退職共済年金（六十歳（改正前国共済法附則第十二条の八第二項

3 前項の厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 退職共済年金（六十歳（改正前国共済法附則第十二条の八第二項

の規定による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金を含む。）にあつては、退職共済年金特定年齢）以上の者に支給されるものに限る。次号及び第三号において同じ。）（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

） 各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ、ハ（略）

の規定による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）による退職共済年金を含む。）にあつては、退職共済年金特定年齢）以上の者に支給されるものに限る。次号及び第三号において同じ。）（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 平成八年改正法附則第十二条に規定する期間（以下この項及び第五項において「恩給等期間」という。）に係る部分の額に相当する額

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額（昭和六十年国共済改正法附則第十六条第七項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をい）

い、昭和六十年国共済改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項又は平成九年改正政令第二十七条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第十六条第四項若しくは第五項の規定により当該退職共済年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した退職共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（

恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ハ 六十五歳以上の各受給権者（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）について平成九年改正政令第五十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年国民年金等経過措置政令」という。）第五十八条第三項第七号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額と同号ハの規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）とを合算した額

二 退職年金の受給権者（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金 各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ 前号ロの規定の例により計算した額

ハ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第一号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額に退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

三 減額退職年金の受給権者（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金 各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ 第一号ロの規定の例により計算した額

ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額に退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

四 障害共済年金（改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）を除く。） 各受給権者に係る当該障害共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額（昭和六十一年国共済経過措置政令第二十一条第三項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、同条第一項の規定により当該障害共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した障害共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第八号の規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

五 遺族共済年金（改正前国共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。） 各受給権者に係る当該遺族共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四條第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額（昭和六十年国共済改正法附則第三十條第二項の規定により当該遺族共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八條第三項第九号の規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

六 退職年金（六十歳以上の者に支給されるものに限る。） 各受給権者（退職共済年金の受給権者を除く。）について算定したイに掲げる額の合算額に退職年金在職支給率を乗じて得た額と各受給権者（退職共済年金の受給権者に限る。）について算定したロに掲げる額の合算額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる退職年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 日本たばこ産業共済組合員期間（改正前国共済法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合の組合員であった者の当該組合員であった期間（他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間、他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に算入された期間を含む。）をいう。以下同じ。）又は日本電信電話共済組合員期間（改正前国共済法第八條第二項に規定する日本電信電話共済組合の組合員であった者の当該組合員であった期間（他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間、他の法令の規定により当該

組合員であつた期間に合算された期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に算入された期間を含む。)をいう。  
。以下同じ。)をその額の計算の基礎とする退職年金 昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第一項の規定の例により計算した額 (恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)の百十分の百に相当する額

- (2) 日本鉄道共済組合員期間 (改正前国共済法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合の組合員であつた者の当該組合員であつた期間 (他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間、他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間及び当該組合員であつた期間に算入された期間を含む。)をいう。以下同じ。)をその額の計算の基礎とする退職年金 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項 (以下この項において「改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項」という。)の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第一項及び平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第四項 (以下この項において「改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第四項」という。)の規定の例により計算した額 (恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)
- ロ 各受給権者に係る当該退職年金の額から、次に掲げる額を合算した額を控除して得た額

- (1) 恩給等期間に係る部分の額に相当する額
- (2) 昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項の規定により



その例によるものとされたな効力を有する平成二十四年一元  
化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項に規定する額  
（昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第三項又は第三十六  
条第三項の規定により当該退職年金の額が計算されているとき  
は、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した  
額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係  
る部分の額に相当する額を除く。）

ハ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年国民年金等経  
過措置政令第五十八条第三項第一号イ及びロの規定の例により計  
算した額の合算額と同号ハの規定の例により計算した額（恩給等  
期間に係る部分の額に相当する額を除く。）とを合算した額から  
、第二号ハに掲げる額を控除して得た額

七 減額退職年金（六十歳（昭和六十年国共済改正法附則第三条の規  
定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法附則第十二  
条の五及び昭和六十年国共済改正法附則第三十八条第一項の規定によ  
る減額退職年金にあつては、減額退職年金特定年齢）以上の者に支  
給されるものに限る。）各受給権者（退職共済年金の受給権者を  
除く。）について算定したイに掲げる額の合算額と各受給権者（退  
職共済年金の受給権者に限る。）について算定したロに掲げる額の  
合算額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる減額退職年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
(1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員  
期間をその額の計算の基礎とする減額退職年金 昭和六十年国  
共済改正法附則第三十七条第一項の規定の例により計算した額  
（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）の百十分  
の百に相当する額

- 
- (2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする減額退職年金 昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第一項並びに改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項及び改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第四項の規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）
- ロ 各受給権者に係る当該減額退職年金の額から、次に掲げる額を合算した額を控除して得た額
- (1) 恩給等期間に係る部分の額に相当する額
- (2) 昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項の規定によりその例によるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済改正法附則第十二条の四の二第三項に規定する額（昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第二項において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第三項又は昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第三項の規定により当該減額退職年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）
- ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額の合算額と同号ロの規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）
- ）とを合算した額から、第三号ハに掲げる額を控除して得た額
- 八 通算退職年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額
-

イ 次に掲げる通算退職年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員期間をその額の計算の基礎とする通算退職年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十条の規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）の百分の百に相当する額

(2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする通算退職年金 改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第四十条の規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ロ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第三号の規定の例により計算した額

九 障害年金（旧国共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金を除く。） 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる障害年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員期間をその額の計算の基礎とする障害年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十二条第二項の規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）の百分の百に相当する額

(2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする障害年金 改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第四十二条第二項の規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分

の額に相当する額を除く。)

ロ 各受給権者について昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第四号イの規定の例により計算した額の合算額と同号ロ及びハの規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)とを合算した額

十 遺族年金(昭和六十年国共済改正法附則第四十六条第一項第二号又は第三号に掲げるものに限る。) 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額  
イ 次に掲げる遺族年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員期間をその額の計算の基礎とする遺族年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十六条第一項第二号又は第三号の規定の例により計算した額の百十分の百に相当する額(その額が、同条第三項の規定の例により計算した額より少ないときは、当該規定の例により計算した額)に同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により計算した額を加算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

(2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする遺族年金 改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項並びに昭和六十年国共済改正法附則第四十六条第一項第二号及び第三号の規定の例により計算した額(その額が、同条第三項の規定の例により計算した額より少ないときは、当該規定の例により計算した額)に同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により計算した額を加算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ロ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第五号

イ及びロの規定の例により計算した額と同号ハ及びニの規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）とを合算した額

十一 通算遺族年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる通算遺族年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員期間をその額の計算の基礎とする通算遺族年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十七条の規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）の百分の百に相当する額

(2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする通算遺族年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十七条及び改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項の規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

ロ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第六号の規定の例により計算した額

4 前項第一号の退職共済年金特定年齢は、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者ごとに、退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢から退職共済年金特定年齢に達するまでの期間に相当する年数が、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となるように定められるものとする。

一 当該退職共済年金について、なお効力を有する平成二十四年一元

化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定の例により計算した額に、六十歳となお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢との差に相当する年数を乗じて得た額

二 当該退職共済年金に係るなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第三項に規定する額

5 第三項第二号又は第三号の退職共済年金期間相当率は、同項第二号又は第三号に掲げる退職共済年金について、それぞれ当該退職共済年金の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間及び第一号厚生年金被保険者期間並びに恩給等期間を合算した期間の月数の総数を、当該退職共済年金及び当該退職共済年金の受給権者に支給される退職年金又は減額退職年金の額の計算の基礎となったこれらの期間を合算した期間の月数の総数で除して得た率をいう。

6 第三項第六号の退職年金在職支給率は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額を、第四号に掲げる額で除して得た率をいう。

一 厚生年金保険の被保険者（改正前国共済法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この号において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。以下この項において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）（旧適用法人等適用事業所において同条の厚

6 第三項第六号の退職年金在職支給率は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額を、第四号に掲げる額で除して得た率をいう。

一 厚生年金保険の被保険者（改正前国共済法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この号において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。以下この項において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）（旧適用法人等適用事業所において同条の厚

生労働省令で定める要件に該当する者（施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。以下この項において「旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者」という。）に支給される第三項第六号に掲げる給付（退職共済年金の受給権者に支給されるものを除く。以下この項において同じ。）の額のうち、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、改正後国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により計算した額（第四号において「在職支給停止算定対象額」という。）から、当該給付に係る平成二十七年国共済経過措置政令第四十九条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定したその支給を停止するものとする額を控除して得た額の合算額

生労働省令で定める要件に該当する者（施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。以下この項において「旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者」という。）に支給される第三項第六号に掲げる給付（退職共済年金の受給権者に支給されるものを除く。以下この項において同じ。）の額のうち、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、改正後国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により計算した額（第四号において「在職支給停止算定対象額」という。）から、当該給付に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第四十九条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定したその支給を停止するものとする額を控除して得た額の合算額

二 厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者及び昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）又は七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者を除く。）に支給される第三項第六号に掲げる給付の額のうち、平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項又は第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条の規定の例により計算した額に百分の九十を乗じて得た額から、平成二十七年国共済経過措置政令第四十九条第三項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定したその支給の停止をするものとする額を控除して得た額の合算額

三 第三項第六号に掲げる給付（前二号に掲げるものを除く。）について、同項第六号イに規定する額を合算した額

四 第三項第六号に掲げる退職年金の額の算定の基礎となっている旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）を基礎として計算した在职支給停止算定対象額（当該給付が旧適用法人等適用事業所被保険者以外の厚生年金保険の被保険者又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者以外の七十歳以上の使用される者である間に支給されるものである場合には、平成八年改正法附則第十七条第



(略)

(改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的  
読替え)

第二十三条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用する  
ものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国  
共済改正法附則第五十一条第一項又は第二項の規定により読み替え  
られた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条の規定の例により計  
算した額に百分の九十を乗じて得た額)の合算額

7

第三項第七号の減額退職年金特定年齢は、減額退職年金の受給権者  
ごとに、減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢  
から減額退職年金特定年齢に達するまでの期間に相当する年数が、第  
一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数(一未満の端数が  
あるときは、これを四捨五入して得た数)となるように定められるも  
のとする。

一 当該退職共済年金について、昭和六十年国共済改正法附則第三十  
五条第一項の規定の例により計算した額に、六十歳と旧国共済法附  
則第十二条の五第一項の表又は第二項の表の上欄に掲げる者の区分  
に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢との差に相当する年数を乗  
じて得た額

二 当該減額退職年金に係る昭和六十年国共済改正法附則第三十七条  
第一項及び昭和六十年国共済改正法附則第三条第一項の規定により  
なお従前の例によるものとされた旧国共済法第七十九条第二項(旧  
国共済法附則第十二条の五第三項の規定により読み替えて適用する  
場合を含む。)の規定の例により計算した額又は昭和六十年国共済  
改正法附則第三十八条第二項に規定する額

(改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的  
読替え)

第二十三条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用する  
ものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十三条第二項に規定する障害等級</p>	<p>第八十一条第九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）</p>
<p>第七十二条の二 組合員期間の計算</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）を含む。）の計算</p>
<p>掛金</p>	<p>掛金（継続厚生年金期間にあつては、厚生年金保険の保険料）</p>

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>（新設） （新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第七十二条の二 組合員期間の計算</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）を含む。）の計算</p>
<p>掛金</p>	<p>掛金（継続厚生年金期間にあつては、厚生年金保険の保険料）</p>

						(略)	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

						第七十三条の二第一項	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率
額（	標準報酬の月	た月	組合員であつた組合員でない組合員でない組合員であつた月	その標準報酬の月額	財務省令で定める事由	組合員又は組合員であつた者			
額）	標準報酬月額（		厚生年金保険の被保険者であつた月	その標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）	同項の厚生労働省令で定める事実	厚生年金保険法第二十六条第一項の規定により厚生労働大臣に申出（厚生年金保険の被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）	厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者	厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第七十三条 第六号	第七十三条 の二第二項	第七十三条 の二第二項	第五号	第七十三条 の二第二項	第四号	第七十三条 の二第二項	第三号	第七十三条 の二第二項	第七十三条 の二第二項 第二号	第七十三条 の二第二項	従前標準報酬 の月額	標準報酬の月 額と	基準月の標準 報酬の月額
組合員	組合員	組合員	組合員	組合員	組合員	組合員	組合員	組合員	組合員であつた 者が死亡した とき、又は当 該組合員が退 職したとき	当該組合員若 しくは当該組 合員であつた 者が死亡した とき、又は当 該組合員が退 職したとき	従前標準報酬月額	標準報酬月額と	基準月の標準報酬月額
厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険法第二十六条第一項第三号の厚生労働省令	厚生年金保険法第十四条各号のいずれかに該当するに至つたとき	従前標準報酬月額	標準報酬月額と	基準月の標準報酬月額

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第七十八條	第七十八條 第一項	第七十七條 第三項	第七十七條	第二項	第七十七條 第一項	第七十四條 の四	第七十四條 の三第一項	の二第三項
組合員期間 二十年未満	組合員期間が 二十年以上	組合員期間が 二十年以上	組合員期間	組合員期間が 二十年以上	組合員期間	この法律によ る年金である 給付（	この法律によ る年金である 給付（	この法律によ る年金である 給付（
旧適用法人施行日前期間（継続厚生年	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年 金期間を含む。）が二十年以上	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年 金期間を含む。）	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年 金期間を含む。）が	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年 金期間を含む。）	この法律による年金である給付（移換 給付を除く。）	この法律による年金である給付（平成 八年改正法附則第十六條第三項の規定 により厚生年金保険の実施者たる政府 が支給するものとされた年金たる給付 （以下「移換給付」という。）を除く 。	この法律による年金である給付（平成 八年改正法附則第十六條第三項の規定 により厚生年金保険の実施者たる政府 が支給するものとされた年金たる給付 （以下「移換給付」という。）を除く 。



(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第八十九条 の二第二項	第七十七条第 四項	被用者年金制度の一元化等を図るため の厚生年金保険法等の一部を改正する 法律の施行及び国家公務員の退職給付 の給付水準の見直し等のための国家公 務員退職手当法等の一部を改正する法 律の一部の施行に伴う国家公務員共済 組合法による長期給付等に関する経過 措置に関する政令（平成二十七年政令 第三百四十五号）第十八条第一項の規 定により読み替えられた平成二十四年 一元化法附則第三十七条第四項の規定 により適用するものとされた厚生年金 保険法第四十三条第三項
第九十条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第九十三条 第二項	遺族厚生年金 の支給	遺族厚生年金又は第九十条の規定によ りその額が加算された遺族共済年金（ 移換給付に限る。）の支給
第一百五 条第一項	五十円	五十銭
第一項	百円	一元
附則第十二 条の四の二 第一項	組合員	厚生年金保険の被保険者
附則第十二 条の四の二 第二項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年 金期間を含む。）
附則第十二 条	組合員	厚生年金保険の被保険者

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第六項	附則第十二 条の四の三 第三項	附則第十二 条の四の四	附則第十二 条の六第一 項	附則第十二 条の七の四 第二項	附則第十二 条の七の六 第一項	附則第十二 条の八第四 項	条の四の二
組合員である	組合員期間	組合員	組合員期間	組合員	組合員期間	と、第七十九 条第二項中「 受給権者」と 条	組合員である
厚生年金保険の被保険者（平成八年改 正法附則第四条の規定により厚生年金 保険の被保険者の資格を取得した者で あつて、当該被保険者の資格を有する ものに限る。）である	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年 金期間を含む。）	厚生年金保険の被保険者	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年 金期間を含む。）	厚生年金保険の被保険者	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年 金期間を含む。）	、第七十八 条及び第七十九 条	厚生年金保険の被保険者（平成八年改 正法附則第四条の規定により厚生年金 保険の被保険者の資格を取得した者で あつて、当該被保険者の資格を有する ものに限る。）である



(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

附則第十三 条の九第二 三(第七十二 条)	附則第十三 条の九第一 三から第七十 二条の六まで	附則第十三 条の九第八 項	あるのは「受 給権者(六十 歳以上である 者に限る。) 」とする
第七十二条の 三(第七十二 条)	第七十二条の 三から第七十 二条の六まで	再び組合員	厚生年金保険の被保険者(当該受給権 者に係る退職共済年金の受給権が平成 九年四月一日前に生じたものである場 合にあつては、平成八年改正法第二条 の規定による改正前の国家公務員等共 済組合法(昭和三十三年法律第二百十 八号)第二条第一項第七号に規定する 適用法人又は同法第百十一条の六第一 項に規定する指定法人の事業所又は事 務所のうち厚生年金保険法第六条第一 項又は第三項に規定する適用事業所で あるものを使用される者に限る。)
平成九年経過措置政令第二十六条第一 項の規定により読み替えられた厚生年	四十三条の二から第四十三条の五まで		

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

257 (略)  
 8 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置政令(第十五条第一項及び第二項、第十八条、第十九条並びに第四十九条を除く。)の長期給付に関する

項	附則第十三条の九第三項	附則第十三条の九第四項	附則第十三条の九第五項	附則第二十条第一項	項
条の四から第七十二条の六まで	第七十二条の四(第七十二条の六)	第七十二条の五(第七十二条の六)	第七十二条の六	組合員期間第八十二条第一項第二号及び第二項、第八十七条の七第二号	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の五
金保険法第四十三条の二(同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の三から第四十三条の五まで)	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の三(同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五)	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の四(同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五)	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の五	旧適用法人施行日前期間	第八十二条第一項第二号及び第二項

257 (略)  
 8 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置政令(第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。)の長期給付に関する規定を適用する。

る規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	第一項の	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の</p>
第五十一条第一項	国家公務員共済組合の組合員	<p>厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この項において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）に限る。）又は</p>

この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第五十一条第一項	国家公務員共済組合の組合員	<p>厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この項において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）に限る。）又は</p>

(略)		
(略)	組合員である間	
(略)	厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である間	同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この項において「七十歳以上の使用される者」という。）（旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。以下この項において「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）

第五十四条		
組合員期間（なお効力を有する改正前国共済法第三十	組合員である間	
旧適用法人施行日前期間（平成八年改 正法附則第二十四条第二項に規定する 旧適用法人施行日前期間をいう。以下 同じ。）（平成九年三月三十一日にお	厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である間	同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この項において「七十歳以上の使用される者」という。）（旧適用法人等適用事業所に使用される七十歳以上の使用される者（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するものうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。以下この項において「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）

(略)	(略)		第五十六条	
(略)	(略)	(略)	なお効力を有する改正前国共済施行法	
(略)	(略)	(略)	平成九年経過措置政令第二十三条第二項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	

第六十二条及び第六十三条第一項	第六十五条	第五十六条	なお効力を有する改正前国共済施行法	八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。
組合員期間が	組合員期間の	組合員期間	組合員期間	以下平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「継続厚生年金期間」という。）を含む。
旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）	旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八



9 ～ 12  (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

9 ～ 12  (略)	条第五項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
	条第四項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間 (金期間を含む。)
	条第三十八 項 三 号 口	組合員期間	旧適用法人施行日前期間

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）抄  
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 給付の通則に関する経過措置（第三条―第五条）</p> <p>第三章 退職共済年金等に関する経過措置</p> <p>第一節 施行日以後に支給する退職共済年金等の特例（第六条―第十四条）</p> <p>第二節 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例</p> <p>第一款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正        前国共済法等の規定の適用（第十五条―第五十三条）</p> <p>第二款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例        （第五十四条―第百十三条）</p> <p>第三節 退職等年金給付に係る併給の調整の特例等（第百十四条―第百十六条）</p> <p>第四節 平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による退職共済年金等の特例（第百十七条―第百三十七条）</p> <p>第五節 退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例（第百三十八条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 給付の通則に関する経過措置（第三条―第五条）</p> <p>第三章 退職共済年金等に関する経過措置</p> <p>第一節 施行日以後に支給する退職共済年金等の特例（第六条―第十四条）</p> <p>第二節 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例</p> <p>第一款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正        前国共済法等の規定の適用（第十五条―第五十三条）</p> <p>第二款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例        （第五十四条―第百十三条）</p> <p>第三節 退職等年金給付に係る併給の調整の特例等（第百十四条―第百十六条）</p> <p>第四節 平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による退職共済年金等の特例（第百十七条―第百三十七条）</p> <p>第五節 退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例（第百三十八条）</p>



第六節 費用の負担等に関する経過措置（第三百三十九条―第四百十  
九条の二）

第四章 退職等年金給付に関する経過措置（第二百五十条―第一百五十五  
条）

第五章 その他の経過措置（第一百五十六条）

附則

（国家公務員共済組合法等の規定の適用に関する経過措置）

第四百四十九条（略）

（社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であつた者に  
係る平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及  
び第六十五条第一項の規定の適用に関する特例）

第四百四十九条の二 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関  
する法律（平成十一年法律第八十七号）附則第一百五十八条第一項の規  
定により同項に規定する長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務  
が国家公務員共済組合連合会に承継された者に係る平成二十四年一元  
化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の  
規定の適用については、これらの規定中「組合が」とあるのは、「国  
家公務員共済組合連合会が」とする。

第六節 費用の負担等に関する経過措置（第三百三十九条―第四百十  
九条）

第四章 退職等年金給付に関する経過措置（第二百五十条―第一百五十五  
条）

第五章 その他の経過措置（第一百五十六条）

附則

（国家公務員共済組合法等の規定の適用に関する経過措置）

第四百四十九条（略）

（新設）